

# 重点点検分野（市場分野）に係る 主な取組状況等

【分野名】市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

## 新規設定事項

- ・重点調査事項①：適切な環境表示の推進

## 第1回点検後フォローアップ事項

- ・重点調査事項②：地方公共団体のグリーン購入実施状況
- ・重点調査事項③：SRI等の環境投資の拡大



## ● 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

### 【新規設定事項】

#### 重点調査事項①：適切な環境表示の推進

企業や消費者が市場において環境面に配慮して適切に行動するためには、製品の環境負荷に関する情報が適切に提供されることが不可欠であるという観点から、

#### a) 環境表示の現状及び課題

#### b) 適切な環境表示の促進方策

について調査を実施しました。

### ①環境基本計画における施策の基本的方向

- エコマークなどの環境ラベリングや、グリーン購入対象商品リストなどについて、購入者等に役立つ情報に関する調査研究を行います。また消費者などが自ら環境に配慮した商品を選択できるような情報の提供方法を構築します。

### ②主な取組状況等

- 平成13年度（2001年度）より、環境省は、インターネット上のサイトとして「環境ラベル等データベース」を構築し、公表しています。これは、様々な主体が、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる様々な情報を環境ラベル等により提供している現状を踏まえ、当該情報を適切に活用できるよう、地方公共団体における環境ラベル等関連制度、環境ラベル等を紹介するサイトです。

#### 環境省

- しかしながら、環境表示については、環境情報の提供者である事業者及び情報の受け手である消費者との間で、以下のような問題が顕在化しています。
  - ・ 一部の環境表示には、客観性や合理性に欠け、表示の根拠が不明確なケースが散見される。
  - ・ 主張する内容の範囲が具体的に示されず、簡素化されていたり、「環境にやさしい」などのあいまいな表現が単独で用いられたりする場合がある。
  - ・ 市場には各社各様のメッセージ（説明文）やシンボルマークが氾濫しているため、環境性能について優劣がわかりづらく、製品間の比較も難しい。
  - ・ 適切な環境情報の量と質、伝達方法、タイミング、環境負荷低減効果、さらには情報の一般性や透明性、科学的な検証の必要性が課題となっている。

- ・ 提供される情報の内容について、消費者がその内容について事実かどうかを確認するための枠組みが明確に存在していないため、提供される情報だけでは客観的に判断することが難しい。
- ・ 消費者の製品選択において、必ずしも活用されているとはいえず、直接的な購買に結びついていない。
- ・ 消費者、競合事業者等から、不当表示として行政監督機関に措置を求めるケースが起きている。**環境省**

○ 環境省は、これらの課題を克服する観点から、平成19年度（2007年度）、有識者からなる検討委員会を設置の上、環境表示を行う事業者及び事業者団体、また、事業者以外の認定（認証）制度を運用する第三者機関を対象に、グリーン購入を促進させる上で必要な情報提供のあり方や将来の方向性等について整理した「環境表示ガイドライン」を作成しています。ここでは、「環境表示」とは「製品の原料採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄の段階において、環境に配慮した点や環境保全効果等の特徴を説明したもの」と定義されており、環境表示の必須条件のほか、よりわかりやすい環境表示のために、当該ガイドラインが独自に求める要求事項、認定（認証）に携わる第三者機関の認定マークの表示方法等に対する要求事項等が整理されています。**環境省**

○ 国レベルでは、環境表示に関しては様々な制度が設けられています。

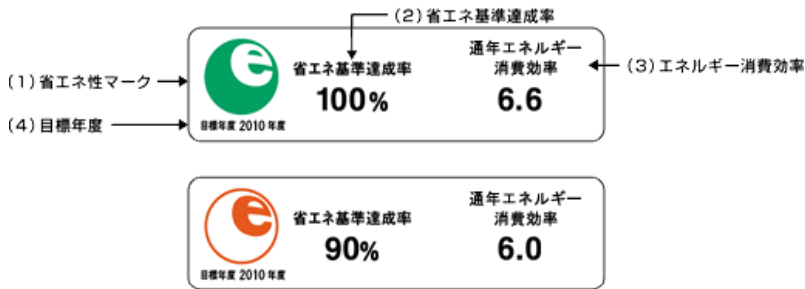
◇ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）は、エネルギー消費効率に関し、性能の向上を図ることが特に必要な機械器具（特定機器）について、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準（トップランナー基準）を定めることとしています。このトップランナー基準については、以下の2つの表示制度が設けられています。

1つは「省エネルギーラベル」であり、これは、特定機器のうち特に消費者の利用が多い家庭用機器を中心とした16品目について、日本工業規格（JIS）による表示を実施する制度です。具体的には、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率等を表示することが求められており、当該表示に際し、トップランナー基準を達成しているか否かによって異なる色のeマークも表示することとしています。

もう1つは「統一省エネルギーラベル」です。「統一省エネルギーラベル」は省エネ法第86条に基づく小売事業者の取組として定められており、エアコン等4品目について、消費者が製品の購入時に省エネ性能について市場に供給されている機器の中でどの位置にあるのか相対的に把握できるよう、トップランナー基準の達成率に応じて、1つから5つまで「☆」マークで5段階表示する「多段階評価基準」により表示されています。

これらの表示制度は、エコポイント対象機器の基準として用いられるなど、消費者の認知度が高い制度となっています。**経済産業省、国土交通省、環境省**

### 省エネルギーラベル の表示の例



(1) 省エネ性マーク	トップランナー基準を達成している機械器具には緑色、未達成の機械器具にはオレンジ色のマークを表示。
(2) 省エネ基準達成率	トップランナー基準の達成度を%で表示。
(3) エネルギー消費効率	製品区分ごとに定めた測定方法に基づくエネルギー消費効率を表示。
(4) 目標年度	トップランナー基準の達成目標年度を表示。

### 統一省エネルギーラベル の表示の例



※ 多段階評価基準による☆表示は、省エネルギーラベルと併せて表示されています。

◇ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の6の規定に基づき、事業者は、日常生活用製品等の製造・提供等に当たり、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこととされており、同法第21条の規定に基づき平成20年（2008年）12月に定められた「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省告示第3号）には、日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出量等について、当該日常生活用製品等への添付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行う努力義務等、具体的な情報提供に係る指針が規定され、適切な情報提供が促されています。

### 全関係府省（主に環境省）

◇ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、分別回収するための表示をすることが再生資源の有効利用を図る上で特に必要な製品（塩化ビニル製建設資材、鋼製又はアルミニウム製の缶等）は、「指定表示製品」として指定されており、各主務省令において、指定表示製品ごとに、分別回収に関し表示

すべき事項（成分等）等表示の標準となるべき事項が定められています。当該表示が適正に進むことにより、再生資源の有効利用が促進されています。

**指定表示製品に係る全関係府省（主に経済産業省）**

- 国レベルでの、その他の環境表示に関する取組としては、木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築、農林水産分野における省CO2効果の表示の推進、農林水産分野における生きものマークの活用、カーボンフットプリント制度の構築、フロン「見える化」に向けた取組、エコルールマークの普及、建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及、エコシップマークの普及促進、エコマーク制度の普及促進等が行われています。

環境表示ガイドラインに則した適切な環境表示が、これらに取組を通じて一層進むことが期待されます。

**農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省**

- なお、不当表示への対応については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）において、不当な表示の禁止（第4条）について規定されており、違反する事実が認められた場合の公正取引委員会による排除命令等についても規定されています。これらの規定を背景に、公正取引委員会では、景品表示法に違反する行為に対し、排除命令、警告、注意等の措置を講じ、厳正な対処が行われています。

製紙メーカー各社による古紙パルプ偽装問題では、公正取引委員会は、平成20年（2008年）4月に製紙会社8社に対し、再生紙コピー用紙の古紙配合率に関する不当表示について排除命令を行っています。

**公正取引委員会**

- また、環境省においては、古紙パルプ偽装問題の発覚も受け、平成21年度（2009年度）より「環境表示の信頼性確保のための検証事業」が行われています。この事業は、環境表示を製造者の自己責任に任せるだけでなく、製造業者の自己責任に責任を持たせる仕組みづくり等を行うことを目指し、グリーン購入基本方針（注1）に定められている特定調達品目のうち、偽装の蓋然性の高い製品等を選定してエコテスト（抜き取り調査等）を実施することにより、環境表示との整合性を検証し、テスト結果等については、その妥当性を確認した上で、不適正事案を含め、適切な情報発信手法により情報提供を行うこととされています。

**環境省**

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項②：地方公共団体のグリーン購入実施状況

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するに当たり、市場での調達規模が大きい地方公共団体のグリーン購入を促進する観点から、

- a) 活用しやすく、環境効率等が盛り込まれるような、地方公共団体のためのグリーン購入ガイドラインの適宜見直し
- b) 他省庁の既存施策体系等を活用した、地方公共団体への効率的なグリーン購入の働きかけ
- c) 地方公共団体の役務分野における取組の推進（電力購入の裾切り方式、環境配慮契約法等の活用）

について調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- ガイドラインについては、活用しやすく、環境効率等の具体的な情報が盛り込まれたものとなるよう適宜見直しを行っていく必要があります。
- 地方公共団体のニーズを把握した上で、今後それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていくことが必要です。
- 関係省庁が連携し、それぞれ既存の施策体系等を活用するなど工夫しながら、グリーン購入の取組を推進することが必要です。
- 物品と比較して、役務の分野はグリーン購入の取組が遅れています。電力購入に係る裾切り方式の活用など環境配慮契約法を有効に使うことも含めて取組を進める必要があります。

### ②主な取組状況等

- 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第4条第1項において、地方公共団体は、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努める」とされています。

#### 環境省

- 環境省は、地方公共団体のグリーン購入を促進するため、ケーススタディを中心とした、地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）を作成しており、毎年、グリーン購入基本方針（注1）の改定の内容を踏まえた見直しを行っています。特に、平成21年（2009年）3月に改定したガ

イドラインは、より一層の活用を促すため、図表を活用した親しみやすい内容となっています。**環境省**

- また、地方公共団体のグリーン購入を促進するためには、それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていくことが必要とされています。このため、環境省では、地域ネットワークの設立を支援する「グリーン購入の普及啓発」を進めており、平成21年度（2009年度）は、全国の8つの地域でグリーン購入を普及促進するためのセミナーを開催することとしています。このほか、平成21年度（2009年度）は、グリーン購入に当たり、国及び地方公共団体の双方の調達実務担当者の実務上の助けとなる手引きを作成することとしています。**環境省**

- 既存の施策体系等を活用したグリーン購入の推進事例としては、公共工事分野における地方公共団体のグリーン購入推進に資する取組として、国土交通省の土木工事共通仕様書等に倣い、地方公共団体が作成する土木工事共通仕様書等にグリーン購入に係る規定が盛り込まれ、グリーン購入が進められている事例があります。

**環境省**

- また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）が、第1回点検（平成19年（2007年）11月9日）後の平成19年（2007年）11月22日に施行されており、その適切な運用により、一層環境に配慮した調達が期待できます。

環境配慮契約法とグリーン購入法との相違については、グリーン購入法が、一定の水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達を目指して製品・サービスの環境性能を規律し、最低価格落札方式による物品等の調達を原則とするのに対し、環境配慮契約法は、契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式等、推奨する契約方式を規定し、価格に加えて環境性能を含めて評価することにより、優れた環境性能を有する物品・サービスの調達を目指す点で異なっており、電力購入に係る裾切り方式の活用のほか、E S C O事業（注2）、建築物の設計等、グリーン購入法では対象とならない役務分野に係る契約類型についても規定されています。

グリーン購入法及び環境配慮契約法の適切な運用を図ることにより、役務分野における環境に配慮した物品・サービス等の調達が進むことが期待されます。

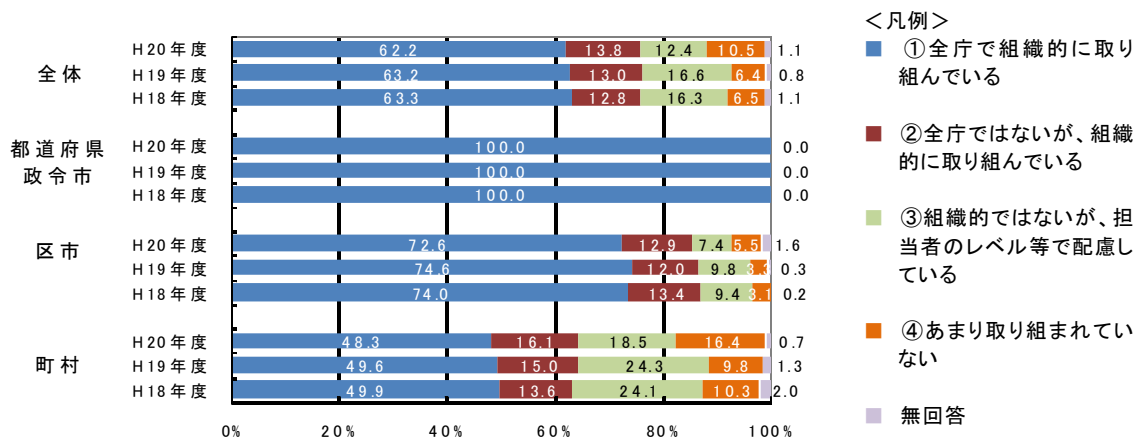
**環境省**



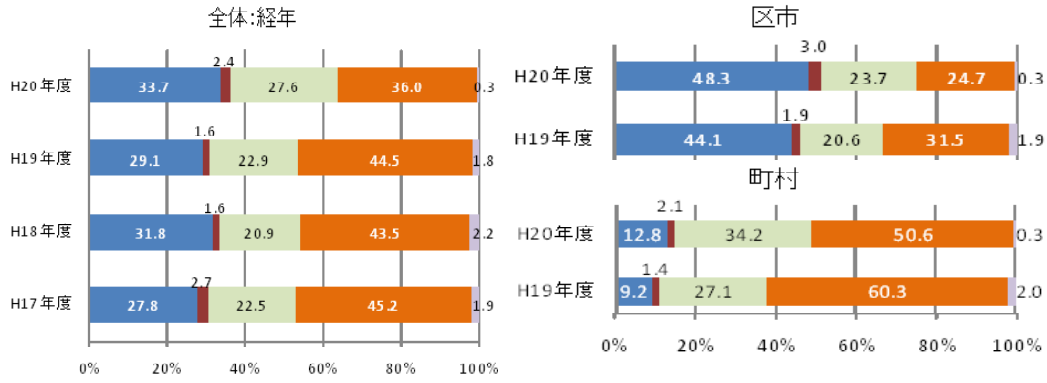
項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	・物品・サービスの環境性能を規律 ・一般競争入札の範囲内で環境配慮	・契約の方法などの仕組みを規律 ・契約類型ごとに、総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する契約方式を規定
趣旨	一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達	価格等を含め総合的にみて最善の環境性能を有する物品・サービスを調達
対象機関	・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・地方公共団体等は努力義務	同左
対象品目・契約	紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、防災備蓄用品、公共工事、役務など19分野246品目	電力購入、自動車購入、ESCO事業、建築設計の4つの契約類型
内容など	・環境物品等の判断基準を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮調達 ・対象機関が調達結果を公表	・環境配慮契約の方法等を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約 ・対象機関が契約実績を公表

- 地方公共団体によるグリーン購入の取組状況は、以下のとおり、第1回点検が行われた平成19年度（2007年度）以降、大きな進展は見られません。一方、地方公共団体による、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）の策定状況については、全ての都道府県及び政令市において策定済みであることに加え、市区及び町村においても調達方針を策定している割合が着実に伸びています。今後、地方公共団体によるグリーン購入の推進に向けた取組を、特に町村を中心として積極的に進めていく必要があります。環境省

### 【 グリーン購入の組織的な取組の推移 】



## 【 調達方針の策定の有無 】



<凡例>

- ①策定済み
  - ③具体的な策定予定はないが、今後策定したい
  - 無回答
- ②現時点では未策定だが今後策定予定
  - ④策定予定なし

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項③：環境投資の拡大

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するため、環境への負荷の少ない事業を実施する企業や環境産業（環境ビジネス）に係わる企業への投資行動を促進する環境投資（融資を含む）が欧米と比較して極端に少ない現状を踏まえ、

- a) 公的年金基金等の機関投資家の投資動向の調査
- b) 環境配慮の取組促進のための環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）の見直しに向けた検討
- c) 環境投資の拡大に向けた抜本的な対策、海外事例等を参考とした具体的施策の確立について調査を実施しました。

## ①第1回点検における指摘内容

- 今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要があります。
- 日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性もありますが、正確な調査結果が入手できない状況にあることにかんがみ、環境情報の提供の促進等による環境に配慮した取組を促進するため、環境配慮促進法に規定された見直しに向けた検討が求められます。
- 効果的な政策ツールとして活用できる環境投資の拡大に向けた抜本的な対策を採ることが有効であると言えます。

機関投資家や公的年金の資金を環境投資に振り向けるためにも、海外事例等の良い事例を参考に、具体的な施策を確立することが求められます。

## ②主な取組状況等

- 環境配慮促進法においては、事業者は、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うよう努めるものとされ（第4条）、国民は、投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うよう努めるものとされています（第5条）。事業者及び個人が投資等を行うに際し、環境配慮の状況や環境産業（環境ビジネス）への関与状況に応じて企業を選別する動きが一般化すれば、市場メカニズムを通じて企業の環境配慮行動や環境産業（環境ビジネス）への事業展開を促進する社会的システムが構築され、社会の持続性が高まることが期待されます。環境省

○ しかしながら、平成19年度（2007年度）に、環境省が「環境金融及び環境情報開示普及促進調査事業」（以下「調査事業」という。）として行った、日本における公的年金基金等の機関投資家の投資動向に関する調査結果によると、平成19年度（2007年度）のSRI（注3）残高は、米国で約307兆円、英国約169兆円に対し、我が国は約0.9兆円であり、大きな差があります。 **環境省**

○ 我が国のSRI市場が小さい理由の1つとして、機関投資家による環境投資が少ないことが考えられます。具体的には、EUや米国においては、SRIによる機関投資家による資金が9割を占めているのに対し、我が国においては、SRIの中心は個人投資家が投資する公募SRI投資信託となっており、今後、機関投資家による環境投資を如何に拡大していくかが、今後の環境投資拡大のための課題とされています。

このような状況下、平成20年（2008年）6月に自由民主党地球温暖化対策推進本部がとりまとめた中間報告「最先端の低炭素社会構築に向けて一comingべき世代と地球のために一」においては、「広く様々な環境配慮活動を行う企業の企業価値向上がもたらされるよう、年金基金の運用先を見直す」べきことが盛り込まれました。また、平成21年（2009年）1月には、日本労働組合連合会が、労働組合としてSRIに取り組んでいくことを表明しています。このほか、機関投資家が受託者責任の範囲内で、環境等の問題を投資判断等に組み込むことを宣言する「責任投資原則」が、平成18年（2006年）、国連環境計画金融イニシアティブの主導により策定されていますので、機関投資家による、責任投資原則への署名も推奨されるべきです。 **環境省**

○ また、環境投資が適切に進むためには、各企業の環境配慮の状況や環境産業（環境ビジネス）への関与状況に関する情報が適切に提供され、企業の環境力が金融市場において投資家や金融機関に的確に評価され、企業の競争力として具現化されることが必要です。このため、調査事業においては、如何なる情報が投資判断に資するのか、有価証券報告書を通じた環境情報の開示の課題等について検討が行われています。また、平成20年度（2008年度）、経済産業省において、有識者等を委員とする「金融市場における『環境力』評価手法研究会」を開催し、企業の「環境力」評価フレームを策定するとともに、当該フレームによる評価に基づいた株価指数化に向け、考え方を整理し、その活用可能性の検討が行われています。

**経済産業省、環境省**

○ なお、環境配慮促進法については、平成20年（2008年）11月より、中央環境審議会総合政策部会環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会において、同法の施行状況についての評価・検討が進められ、平成21年（2009年）3月、同小委員会においてとりまとめられた「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」が、中央環境審議会総合政策部会に報告されています。この報告書においては、環境投資の拡大に向け、特段、環境配慮促進法の見直しを行うこと等を内容とする

指摘は盛り込まれていませんが、4年後を目途に、環境配慮促進法の施行状況について再度評価を行い、必要な見直しについて検討すべきであるとの指摘が盛り込まれています。環境省

- このほか、本年（平成21年（2009年））7月には、環境大臣から中央環境審議会に対し、「環境と金融のあり方に関する検討について」の諮問が行われました。中央環境審議会においても、環境ビジネス等の環境保全に資する事業活動に対して、国内外からの資金流入を拡大させるための考え方や、基準や仕組みを含めた取組方策など、我が国において目指すべき環境と金融のあり方について検討を行うこととなります。環境省

(注1) グリーン購入基本方針 … グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、国が策定する基本方針。原則として毎年改定が行われており、環境物品等の分野と、それぞれに係る特定調達品目、その判断基準等が定められている。

(注2) E S C O事業 … Energy Service Companyの略であり、エネルギーコンサルタント事業とも言う。省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業であり、具体的には、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。その経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることとなる。

(注3) S R I … Socially Responsible Investmentの略であり、社会的責任投資とも言う。各企業の収益性や成長性だけでなく、倫理的・社会的な側面まで配慮して取組を評価し、投資選定を行う投資行動。環境投資は、S R Iの1つであるが、我が国においては、S R Iは環境投資とほぼ同義で捉えられることも多い。